

プールアメニティ

第 16 号

発行者

社団法人

日本プールアメニティ施設協会

所在地 東京都新宿区新宿5-17-2

YMビル202

TEL 03-3209-0447

FAX 03-3209-6076

第10回 総会開催

第10回総会が平成8年12月2日東京都千代田区霞が関の法曹会館で開催された。

開会が宣言され、会長挨拶について、来賓挨拶（厚生省生活衛生局宮崎課長補佐）を受た後に日本フィルコン(株)市川氏、を議長に選出した。

事務局より会議成立の旨が報告(出席19名、委任状15名、計34名/正会



にこやかに議事を進める市川議長

第1号議案

議事録署名人の選任に関する件

- 正会員 三菱電機株式会社 高原 博文 氏
 - 正会員 住友精密工業株式会社 三浪 善吾 氏
- 以上2名選出

第2号議案

入会の承認(追認)に関する件

(平成8年6月24日以降分)

- 協力会員
(平成8年11月1日入会)
会社名 常陽環整株式会社
代表者 代表取締役社長 久保田 金一
所在地 茨城県水戸市千波町186番地
(平成8年11月15日入会)
会社名 株式会社サンアメニティ
代表者 代表取締役 吉澤 幸夫
所在地 東京都北区王子3丁目19番7号

第3号議案

平成9年度事業計画及び収支予算(案)に関する件

員37名)された。

第1号議案 議事録署名人の選任に関する件は、2名が全会一致で承認された。

第2号議案 入会の承認(追認)に関する件は、全会一致で承認された。

第3号議案 平成9年度事業計画及び収支予算(案)に関する件は、



年間10万人を超す余熱利用のプール

第4号議案

プール関連機器規格認定制度の実施に関する件

1. プール関連機器規格認定制度実施通知
2. プール関連機器規格認定制度要綱・実施要領
3. 機器規格基準適合機器認定申請書(様式第1号)省略

第5号議案

会員規程の一部改正に関する件

会員規程(平成7年11月27日 第8回総会 議決承認)第4条(入会申込)及び第5条(審査)を、次のとおり改正する。

1. 第4条及び第5条を、次のとおり改める。
(入会申込)

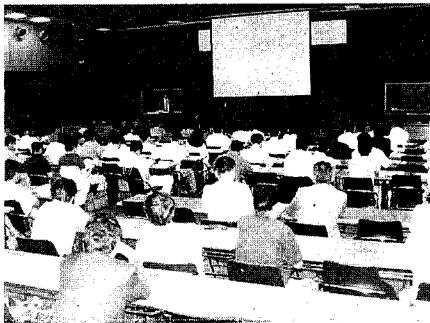
第4条 正会員及び学芸会員、協力会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号~第3号)に必要事項を記入し、正会員の場合は、住民票又は登記簿謄本を添えて、会長に申し込まなければならない。

(審査)
第5条 理事会は、会長に提出された入会申込書に基づき、会員としての適格性について企画運営委員会の総合的な審査により、入会の可否を内定する。

全会一致で承認された。

第4号議案 プール関連機器規格認定制度の実施に関する件は、全会一致で承認された。

第5号議案 会員規程の一部改正に関する件は、一部修正の上全会一致で承認され、全議題の審議を終了し、閉会した。



プール衛生管理者講習会

2. 附則

この改正は、平成8年12月2日から実施する。

平成9年度

事業計画及び予算書(抄)

(総則)

第1条 社団法人 日本プールアメニティ施設協会の平成9年度事業計画及びこれに伴う予算は、次に定めるところによる。

(事業計画)

第2条 平成9年度の事業計画は、次のとおりとする。

1. 会員関係

種類	平成7年度末	増(△)減見込 8年度	9年度	平成9年度末見込
正会員	37	0	2	39
学術会員	0	0	0	0
協力会員	17	6	6	29
名誉会員	0	0	0	0
計	54	6	8	68

新規会員の増加に積極的に努め、財政基盤の強化を図る。

2 会議関係

(1) 総会、役員会

会議名	総会	理事会	監事会
開催回数	(通常)2回	2回	(監査)1回
開催時期	6月 11月	6月 11月	6月

(2) 評議員会、委員会

会議名	評議員会	企画運営委員会	学術委員会		
			調査研究	教務	規格
開催回数	1回	11回	1回	1回	4回*
開催時期	未定	第2月曜(8月除く)	未	未	定

*審査会を含む。

3 事業関係

(1) 講習会事業

1) プール衛生管理者講習会の開催(2日間)

区分	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回
開催会場	大阪	東京	広島	東京	大阪	東京
開催時期	5月	6月	9月	10月	2月	3月

2) メンテナンス技術者講習会の開催(1日間)

区分	第13回	第14回
開催会場	東京	大阪
開催時期	9月	12月

(プール衛生管理者)

- 正会員 35,000円→30,000円
- 協力会員 35,000円→33,000円

(メンテナンス技術者)

- 正会員 18,000円→15,000円
- 協力会員 18,000円→17,000円

(2) 規格認定事業

- 1) 機器規格認定委員会(井上宇市委員長)に設置した審査機関「認定部会」を年3回開催し、プール関連機器に係る認定業務を本格的に実施する。
- 2) 「遊泳用プール水処理装置 機器規格認定基準書」(平成6年版)の第一次追加として、プール本体及び同附属設備機器の規格基準の策定に着手する。

(3) 出版、広報普及事業

- 1) 「水泳プール管理マニュアル」(初版第2刷)講読希望者に対する図書の実費頒布、会員割引10%の実施。
- 2) 協会会報「プールアメニティ」の発刊

号数	17号	18号	19号	20号
発行月	4月	7月	10月	1月

(季刊、各号3,000部印刷)

3) 会員名簿の発行

平成9年10月1日現在で作成(1,000部印刷)

(4) 研究開発事業関係

協会設立の趣旨に沿い、衛生的かつ快適性、安全性に富んだ高水準のプールシステムを構築するための新技術・新システムの研究開発、プール施設及び関連機器の診断・評価手法の研究開発等、遊泳

用プールの衛生水準及びアメニティの向上に努め、その普及促進を図る。

1) 厚生省の厚生科学研究費受託調査(「プールの衛生水準の確保、向上に関する研究」(3年計画))に対する一部助成。

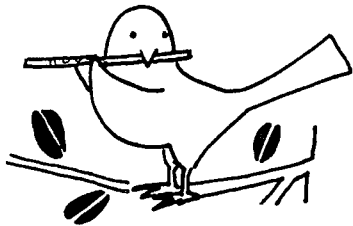
研究班:主任研究者 濱田昭(協会副会長)及び研究協力者(8名)

(予算) 第3条 平成9年度の収入及び支出の予算は、次のとおりとする。

Table with 3 columns: (大科目), (予算額), (前年度予算額). Rows include 1 会費・入会金収入, 2 事業収入, 3 雑収入, and summary rows for (A), (B), (C), (D).

Table with 3 columns: (大科目), (予算額), (前年度予算額). Rows include 1 事業費, 2 管理費, 3 特定預金支出, 4 予備費, and summary rows for (C), (A)-(C), (B)-(C)=(D), and (C)+(D).

※事業費に給料手当7,868千円、福利厚生費665千円、管理費に給料手当3,372千円、福利厚生費255千円、合計12,160千円の人件費を含み、当期支出予算に占める人件費率は37.9%である。



プール関連機器規格認定制度 要綱の実施要綱

一 要 綱

第一 制度の目的

プール関連機器規格認定制度(以下「認定制度」という。)は、社団法人日本プールアメニティ施設協会(以下「協会」という。)が遊泳用プールの関連機器に一定の規格基準を定め、その基準に適合する機器に対して認定(以下「認定機器」という。)を行い、規格適合機器認定証(以下「認定証」という。)を交付することにより、わが国の遊泳用プールの衛生水準及びアメニティの向上を図り、その健全な発展に寄与することを目的とする。

第二 認定の基準

- (1) 機器の認定は、プール関連機器を製造する事業者(以下「製造者」という。)から申請された機器が、別に定めるプール関連機器規格基準(以下「規格基準」という。)に適合している場合、認定する。
(2) 認定は、機器の1形式及び型番ごとに行う。
(3) 認定後、機器の構造又は内容に重大な変更をした場合は、別に定めるところにより届け出なければならない。

第三 審査機関

- (1) 認定制度を円滑に実施するため、協会の機器規定認定委員会に、審査機関として認定部会を設置する。
(2) 認定部会は、この制度要綱及び実施要領に基づき審査及び必要により検証を行う。
(3) 部会の委員は、当協会会長(以下「会長」という。)が、学識経験

- 者に委嘱する。
(4) 部会長は、委員の互選とする。

第四 申請

製造者が機器の認定を申請するときは、機器規格基準適合機器認定申請書(様式第1号)に別に定める書類を添付し、別表-1に定める申請手数料を、協会に納付しなければならない。

第五 審査

- (1) 認定部会は、申請された機器が、規格基準に適合するか否かを審査する
(2) 審査は、書類審査とし、必要に応じて実地調査を行う。
(3) 部会長は、前項の審査結果を、会長に報告する。

第六 認定

- (1) 会長は、認定部会の審査結果に基づき、規格適合機器と認定する。
(2) 認定日は、別に定める日とする。
(3) 会長は、機器を認定したときは、当該製造者に対して認定証を交付する。
(4) 認定証を交付された製造者(以下「認定製造者」という。)は、別表-1に定める認定料及び実地調査費を、協会に納付しなければならない。

第七 検証

- (1) 認定部会は、認定機器が規格基準に違反する疑いがある場合は、当該認定製造者の同意を得て、当該機器が規格基準に適合している

か否かを調査し、その検証結果を、会長に報告する。

- (2) 検証を受けた事業者は、別表-1に定める検証調査費を、負担しなければならない。

第八 認定マーク

認定製造者は、認定機器に、別表-2に定める認定マークを表示することができる。

第九 認定機器使用施設の証

- (1) プール事業を営む事業者(以下「運営者」という。)は、認定機器を設置しているプール施設に、別表-2に定める認定機器使用施設の証を、表示することができる。
(2) 運営者は、当該表示が、プール施設全体の衛生面、快適面、安全面のすべてについて保証しているものと誤解されることのないよう留意しなければならない。
(3) 認定機器使用施設の証を表示する運営者は、別表-1に定める使用料を、協会に納付しなければならない。

第十 調査協力及び報告義務

- 認定製造者は、次の各号について遵守しなければならない。
(1) 審査及び実地調査又は、検証調査のほか、会長が特に必要と認めて実施する調査や資料の提供等について、協力すること。
(2) 事業の廃止、又は別に定める事業が生じたときは、その日から30日以内に届け出ること。
(3) 運営者等から認定機器に起因する損害賠償を請求されたとき、又はその他重大な事故が発生したときは、直ちにその内容と結果を報告すること。

第十一 取消

認定機器が、第二に規定する規格基準の要件を欠く場合、又は認定製造者が第十に規定する調査協力及び報告義務を怠り、或いは認定制度の実施に支障を及ぼす行為をした場合は、会長は、認定部会に調査を依頼し、その調査結果に基づき、認定の取消又は改善勧告等の措置を行う。

第十二 苦情の処理

協会は、認定機器に関する製造者又は運営者若しくは一般の利用者からの苦情に対して、厳正かつ公正に対応しなければならない。

第十三 損害賠償

協会及び認定製造者は、認定機器を起因とする各種の損害賠償に対処するため、損害保険に加入することができる。

第十四 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、認定制度の対象となる機器に関して必要な事項は、機器規格認定委員会に諮り、会長が別に定めるところによる。
(2) この認定制度は、「貿易の技術

的障害に関する協定」の趣旨を踏まえ、協定加盟国から輸入されたプール関連機器についても適用する。

- (3) この認定制度の対象となる機器の規格基準については、技術の進歩等を踏まえ、適宜改定を行う。

附 則

- 1. この要綱は、平成8年10月1日から適用する。
2. 会長は、必要に応じ別に定める経過措置を講ずることができる。

別表-1

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include 1. 申請手数料 (1形式1型番 10,000円, 2型番から 5,000円), 2. 認定料 (1形式1型番 30,000円, 2型番から 10,000円), 3. 実地調査料・検証調査料 (1回につき 20,000円), 4. 認定機器使用施設の証使用料 (1施設 20,000円), 5. 早期普及特例措置 (平成9年9月30日までの申請については、前記1、2及び4の金額は1/2とする), 6. 一旦、納付された前記手数料等は、返還しない。

別表-2

① 認定証

Form for 認定証. Fields include 認定番号, 日ブ協規第, 号, 認定年月日, 平成, 年月日.

(注)1. 認定証本体は、青色(DIC558号)とする。
2. 止むを得ず単色とするときは、黒色とする。

①-2 認定マーク



② 認定機器使用施設の証

Form for 認定機器使用施設の証. Fields include 平成, 年月日, 認定機器使用施設の証, 殿, 社団法人日本プールアメニティ施設協会 印, 本施設は、(社)日本プールアメニティ施設協会のプール関連機器規格認定制度に基づいて認定された次の規格基準適合機器・設備を使用している施設であることを証明いたします。 使用認定機器名 (1), (2), (3).

－ 実施要領 －

1. 制度の趣旨

平成4年4月の厚生省生活衛生局長通知（「遊泳用プールの衛生基準について」）から、プール水の処理が、これまでの循環浄化装置プラス塩素消毒から、オゾン浄化装置、紫外線照射装置、膜処理装置等を組み込んだ多種多様な高度水処理システムの採用が可能となった。

従来これらの機器類は、各製造者が独自で性能表示や検査基準等を規定してきたが、使用する側のプール運営者が、機器の選定・採用からメンテナンスに至るまで、公正な基準により比較検討できるように、水処理装置機器の規格基準を設定、表示方法も統一化し、さらに一定水準以上の機器を認定し、性能面、保守・維持管理面を含め経済的で衛生的な機器の選択を容易にした制度を発足させるものである。

2. 製造者の責務

認定機器の製造者は、常に保健所と緊密に連携し、遊泳用プールの衛生水準及びアメニティの向上のため、努めなければならない。

3. 認定の基準

認定の対象（形式）となる機器は、別表-1に定める機器として、機器の認定は、「遊泳用プール水処理装置の機器規格認定基準書」に基づく、別表-2のプール関連機器の規格基準を適用する。認定機器の表示は、別表-3に定める表示項目とする。

4. 申請資格

機器の認定を受けようとする製造者は、次の各号に該当していなければならない。

- ①事業経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- ②原則として、1年以上の事業実績を有し、今後も継続して機器の製造が可能であること。
- ③認定機器の取消しを受けた製造者は、取消し2年以上を経過していること。
- ④本事業以外の事業を営む場合は、本事業の社会的信用を損うものでないこと。

5. 申請手続

機器規格基準適合機器認定申請書（様式第1号）に、次の各号の書類を添付する。

- ①事業概要書
- ②登記簿謄本（個人の場合は、戸籍謄本）
- ③決算報告書（直近3ヶ年のもの。個人の場合は、税務申告書類等）
- ④誓約書
- ⑤代表者及び役員の履歴書
- ⑥メンテナンス技術者講習会の修了者名簿

6. 認定

- (1) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び会長が必要と認めた日とする。
- (2) 審査のための実地調査は、検証調査に準じたものとし、当該費用は、製造者の負担とする。

7. 認定マーク

- (1) 認定製造者は、認定を受けていない機器に、認定マークを表示してはならない。
- (2) 認定製造者は、認定の取り消しを受けたとき及び製造を中止したときは、認定マークを廃棄又はその表示を削除しなければならない。

8. 検証

- 検証は、次に掲げる場合に行う。
- ①認定基準違反の疑いがある場合
 - ②機器の構造又は内容に重大な変更の疑いがあるにもかかわらず、変更届が出されない場合

9. 届出

認定製造者は、次の事実が発生したときは、会長にその日から30日以内に、届出なければならない。

- ①事業の廃止
- ②事業内容の変更
- ③社名及び所在地の変更
- ④代表者、製造責任者の変更
- ⑤機器の構造又は内容の重大な変更

別表-1

プール関連機器の認定対象（形式）

- 1. 循環浄化装置
 - イ) 砂式（人工砂を含む）
 - ロ) 珪藻土式
 - ハ) カートリッジ式
 - 2. オゾン浄化装置
 - イ) 無声放電式
 - ロ) 電解法式
 - 3. 紫外線照射装置
 - 4. 膜処理装置
 - 5. その他
- 別表-2 省略
別表-3 省略

プール衛生管理者
講習会の
申し込みは協会迄

〒160
新宿区新宿5-17-2
YMビル202
☎03-3209-0447

正 会 員 名 簿

平成8年12月2日現在

(五十音順)

会社名	本社所在地
株式会社朝日工業社	
〒105 東京都港区浜松町1丁目25番7号	
株式会社東工業	
〒105 東京都港区東新橋1丁目2番14号	
株式会社荏原製作所	
〒144 東京都大田区羽田旭町11番1号	
荏原エンジニアリングサービス株式会社	
〒108 東京都港区港南2丁目13番34号 NSSIIビル	
株式会社協和産業	
〒466 愛知県名古屋市中区瑞穂区駒方町4丁目2番1号	
栗田工業株式会社	
〒160 東京都新宿区西新宿3丁目4番7号	
財団法人厚生年金事業振興団	
〒160 東京都新宿区新宿5丁目5番10号	
壽化工機株式会社	
〒467 愛知県名古屋市中区瑞穂区豊岡通1丁目14番地	
小松化成株式会社	
〒153 東京都目黒区大橋1丁目6番3号 日米ビル	
株式会社サクラ	
〒555 大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目7番32号	
サンエイ工業株式会社	
〒457 愛知県名古屋市中区内田橋2丁目19番20号	
株式会社三協	
〒480-02 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田112番地	
株式会社三進ろ過工業	
〒453 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目22番2号	
水道機工株式会社	
〒104 東京都中央区月島2丁目15番13号 中外貿易ビル2F	
住友精密工業株式会社	
〒660 兵庫県尼崎市扶桑町1番10号	
千代田工販株式会社	
〒104 東京都中央区銀座5丁目2番1号 銀座東芝ビル7F	
株式会社テラルキョクトウ	
〒720 広島県福山市御幸町森脇230番地	
東急設備株式会社	
〒150 東京都渋谷区円山町23番2号 アレトウーサ渋谷	
東西化学産業株式会社	
〒104 東京都中央区新川1丁目22番11号フジライト新川ビル7階	
トースイ株式会社	
〒102 東京都千代田区平河町1丁目7番地7号	
東レ株式会社	
〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号	
西松建設株式会社	
〒105 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号	
日機装エイコー株式会社	
〒170 東京都豊島区東池袋4丁目24番3号 協栄生命池袋ビル7F	
株式会社日本アルミ	
〒110 東京都台東区北上野1丁目10番14号	
日本カーリット株式会社	
〒101 東京都千代田区神田和泉町1番地	
日本フィルコン株式会社	
〒206 東京都稲城市大丸2220番地	
フジカ濾水機株式会社	
〒170 東京都豊島区東池袋5丁目39番15号	
株式会社フジタ	
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号	
富士電機株式会社	
〒100 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビル	
ベルメレック電極株式会社	
〒252 神奈川県藤沢市遠藤2023番地15号	
ミウラ化学装置株式会社	
〒558 大阪府大阪市住吉区我孫子東1丁目10番6号 太陽生命ビル	
三菱電機株式会社	
〒100 東京都千代田区丸の内2丁目2番3号 三菱電機ビル	
三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社	
〒135 東京都江東区木場2丁目8番3号 CN-2ビル	
ヤマハ発動機株式会社	
〒431-03 静岡県浜名郡新居町向島3380-67	
理水化学株式会社	
〒530 大阪府大阪市北区南森町1丁目4番10号 理水ビル	
ローレル株式会社	
〒640 和歌山県和歌山市吉田332番地	
ロンシール機器株式会社	
〒101 東京都千代田区神田佐久間町4丁目6番地	

役員名簿

平成8年12月2日現在

- 会 長 野崎 貞彦 (五十音順)
 日本大学医学部 教授
- 副 会 長 松田 禎夫
 三菱電機株式会社 常務取締役
- 副 会 長 濱田 昭
 昭和大学薬学部 名誉教授
- 専務理事 時田日出男
 社団法人日本プールアメニティ施設協会 事務局長
- 常任理事 高橋 徹
 有限会社榎徹 代表取締役
- 理 事 井上 宇市
 早稲田大学理工学部 名誉教授
- 理 事 大西 國雄
 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 常務取締役
- 理 事 喜多 洋三
 全国市長会社会文教分科会委員長 (大阪府守口市長)
- 理 事 木下 秋雄
 ミウラ化学装置株式会社 代表取締役
- 理 事 木原美知子
 ケイアンドエムインターナショナル株式会社 代表取締役
- 理 事 小森谷祐廣
 栗田工業株式会社 常務取締役
- 理 事 田中 英俊
 水道機工株式会社 常務取締役
- 理 事 玉利 齊
 財団法人日本健康スポーツ連盟 理事長
- 理 事 中田 晴久
 住友精密工業株式会社 取締役
- 理 事 長島 弘典
 株式会社フジタ 設備統括部 設備部長
- 理 事 比嘉 茂政
 全国町村会 理事 (沖縄県恩納村長)
- 理 事 松田 隆
 日本フィルコン株式会社 取締役
- 理 事 森田 豊治
 株式会社荏原製作所 顧問
- 理 事 竹俣 耕一
 野村・竹俣公認会計士事務所 公認会計士
- 理 事 廣西 廉彦
 ヤマハ発動機株式会社 プール事業部営業部長

評 議 員

平成8年12月2日現在

- 石毛 敏幸 株式会社フジタ
 市川 實 日本フィルコン株式会社
 小川 啓介 ミウラ化学装置株式会社
 柏谷 光昭 栗田工業株式会社
 木村 博 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社
 高原 博文 三菱電機株式会社
 馬場 利則 株式会社荏原製作所
 水谷 秀雄 水道機工株式会社
 三浪 善吾 住友精密工業株式会社
 吉田 正孝 富士電機株式会社 (五十音順)

常設委員会

(五十音順)

◎企画運営委員会

- 委 員 長 柏谷 光昭 栗田工業株式会社
 副委員長 高原 博文 三菱電機株式会社
 委 員 石毛 敏幸 株式会社フジタ
 委 員 市川 實 日本フィルコン株式会社
 委 員 小川 啓介 ミウラ化学装置株式会社
 委 員 木村 博 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社
 委 員 馬場 利則 株式会社荏原製作所
 委 員 水谷 秀雄 水道機工株式会社
 委 員 三浪 善吾 住友精密工業株式会社
 委 員 吉田 逸男 ヤマハ発動機株式会社
 委 員 吉田 正孝 富士電機株式会社
 委 員 利藤 尚武 三菱電機株式会社

◎調査研究委員会

- 委 員 長 野崎 貞彦 日本大学医学部 教授
 副委員長 井上 宇市 早稲田大学理工学部 名誉教授
 委 員 玉利 齊 財団法人日本健康スポーツ連盟 理事長
 委 員 難波 吉雄 厚生省保険医療局健康増進栄養課 課長補佐
 委 員 濱田 昭 昭和大学薬学部 名誉教授
 委 員 宮崎 元伸 厚生省生活衛生局企画課 課長補佐

◎教務委員会

- 委 員 長 濱田 昭 昭和大学薬学部 名誉教授
 副委員長 宮崎 元伸 厚生省生活衛生局企画課 課長補佐
 委 員 大村 進 株式会社久米設計 設備設計室部長
 委 員 木原美知子 ケイアンドエムインターナショナル株式会社 代表取締役
 委 員 笹野 英雄 日本大学薬学研究所 学術顧問
 委 員 原野 悟 日本大学医学部 公衆衛生学教室助手

◎機器規格認定委員会

- 委 員 長 井上 宇市 早稲田大学理工学部 名誉教授
 副委員長 長島 弘典 株式会社フジタ 設備統括部海外設備部長
 委 員 大垣真一郎 東京大学工学部 教授
 委 員 宮崎 元伸 厚生省生活衛生局企画課 課長補佐

平成9年度 協会スケジュール

平成9年2月12日現在

月日 (曜日)		
3月	10日(月)	企画運営委員会 18時~19時
	12日(水)	第27回プール衛生管理者講習会(東京) 9~17時
	13日(木)	" " (") 9~17時
4月	14日(月)	企画運営委員会 18時~19時
5月	12日(月)	企画運営委員会 18時~19時
	21日(水)	第28回プール衛生管理者講習会(大阪) 9~17時
	22日(木)	" " (") 9~17時
6月	9日(月)	企画運営委員会 18時~19時 6月10日(火)イベント
	24日(火)	第29回プール衛生管理者講習会(東京) 9~17時
	25日(水)	" " (") 9~17時
7月	14日(月)	企画運営委員会 18時~19時
9月	3日(水)	予定第13回メンテナンス技術者講習会(東京) 9~17時
	8日(月)	企画運営委員会 18時~19時
	10日(水)	第30回プール衛生管理者講習会(広島) 9~17時
	11日(木)	" " (") 9~17時
10月	13日(月)	企画運営委員会 18時~19時
	15日(水)	予定第31回プール衛生管理者講習会(東京) 9~17時
	16日(木)	" " (") 9~17時
11月	10日(月)	企画運営委員会 18時~19時
12月	3日(水)	第14回メンテナンス技術者講習会(大阪) 9時~17時
	8日(月)	企画運営委員会 18時~19時 忘年会
平成10年	2月	18日(水)
	19日(木)	予定第32回プール衛生管理者講習会(大阪) 9~17時
3月	11日(水)	予定第33回プール衛生管理者講習会(東京) 9~17時
	12日(木)	" " (") 9~17時

本スケジュールは予告なく変更される場合があります。詳細は必ず協会にご確認下さい。

編集後記

地球はスイマーで一杯!

△戦後50年を経過して、大きく変化しようとしている日本で、変らないのが、健康を求め声、その声に応えるべく、快適な環境の整備に一役買う協会でありたい。

何が出来るのか、自分の目で見て、自分の頭で考え、行動する事が重要であろう。次号では、企画運営委員会合宿の成果が……(K)

△24時間風呂で話題になったレジオネラ菌について、ご存じですか、レジオン=在郷軍人、→在郷軍人病と呼ばれる病気の原因菌で、日和是感染症と呼ばれるカテゴリーに属します。エイズなども分類学的には類似の若しくは同じカテゴリーに入るものです。次号では、笹野先生に解りやすく解談していただきます。……(K)